

常任委員会報告

6月20日～22日の3日間で3つの常任委員会を開催しました。今回の委員会では付託された議案の審査を行った後、所管事務調査事項の検討を行いました。

所管事務調査とは

地方自治法に定められた常任委員会の権限であり、所管する部門における市政の重要課題について、積極的に調査を行うことを言い、所管事務調査を通じて、所管事務の分析や理解を深め、今後の案件審査や委員会としての議案等の提出の一助とするとともに、執行機関の監視機能の強化を図ることで、一層の委員会の活性化につなげようとするものです。

今回の所管事務調査事項の選定ポイント

- 市民を交えた検討委員会等により策定作業を進めている事業
- 今年度中に条例や計画が定められる予定の事業 等



各常任委員会の所管事務調査事項

総務常任委員会

○草津市総合計画第2期基本計画について

市では平成22年度から32年度までを計画期間として、市のまちづくりの構想となる「総合計画」を策定し、この期間を3期に分け、まちづくりの指針となる「基本計画」を策定しています。今年度

に平成25年度から28年度までの基本計画の策定が予定されていることから、第1期基本計画の反省が活かされているのか、第2期基本計画の目標や予算が妥当なのか等について調査します。

その他の調査項目：

第2次草津市行政システム改革推進計画について

文教厚生常任委員会

○学校給食および給食センターのあり方について

学校給食が教育に果たす役割や責任を踏まえた上で、平成25年度供用開始を目指す新たな学校給食センターの役割や機能、中学校における**スクール**

ランチの現状や課題などについて検証を行い、本市における学校給食のあり方について調査します。

その他の調査項目：（仮称）市民文化の森について

産業建設常任委員会

○中心市街地活性化基本計画について

中心市街地の商業の活性化や歴史的町並み・資源の保存・活用、新しい都市の魅力構築等により、市民が生き生きと輝き、安心して暮らすことができ

る賑わいのあるまちを目指す中心市街地活性化基本計画を策定していることから、計画の運営方法や具体的なプロジェクトの費用対効果等について検証するとともに本計画に関連する条例等についても調査を行います。

草津市議会傍聴規則を見直しました

草津市議会では市民にとって開かれた議会を目指す一環として、平成24年6月1日から傍聴規則の見直しを行いました。

【主な変更点】

- ・傍聴受付簿の記入様式の見直し
住所、氏名、年齢の記入 ⇒ 草津市内か市外か、性別、年齢層の記入
- ・分かりにくい文言の整理
論談、放歌、高笑等騒ぎ立てないこと ⇒ 大きな声や音を発する等騒ぎ立てないこと 他

事前予約不要でどなたにも傍聴いただけます。ただし、係員の指示や次の禁止事項は守っていただくようお願いいたします。

【主な禁止事項】

- ・議事の進行を妨げること
- ・議場の発言に対するヤジや拍手
- ・携帯電話の使用
- ・飲食や喫煙
- ・撮影や録音





特別委員会報告

特定の問題や議会が特に必要と認めるときには、市議会で特別委員会を設けて調査または審査を行います。現在は、旧草津川跡地対策特別委員会、議会改革推進特別委員会、予算審査特別委員会、決算審査特別委員会の4つの特別委員会を設置しています。このうち、旧草津川跡地対策特別委員会と議会改革推進特別委員会について、現在の活動状況を報告します。

旧草津川跡地対策特別委員会

6月29日に開催した委員会では、「草津川跡地利用基本計画」(案)の説明を受け、質疑を行いました。計画案に対する主な質疑応答・意見は以下のとおりです。

議員 緑地の整備費や維持費が膨大となり、他の市民サービスや福祉施策に支障を及ぼさないのか。計画に費用面や費用対効果を盛り込むべきである。

市 整備や維持管理のスケジュールを策定中であり、市民活動や収益事業を踏まえた総コストの説明は必要と考えている。費用対効果については財政運営計画に盛り込んでいくことで考え方が整理できると思う。

議員 全体像としては、緑軸や桜の保全が挙げられているのに、現在の旧草津川の桜を伐採する計画があるなど計画の連続性に欠けるのではないか。

市 計画の中で伐採される桜も出てくるかもしれないが、全体の中で、緑軸や桜の保全を検討していきたい。



※本計画案については、草津市ホームページでご覧いただけます。

議会改革推進特別委員会

議会改革研修会の開催

5月22日に、山梨学院大学の江藤俊昭教授をお招きし、「地域経営を担うための議会改革と基本条例」と題した研修会を市議会議場で行いました。講師からは、「条例や予算など、市議会が議決しないと、自治体は動かない。議会にはとんでもない権限が与えられていることを自覚すべきだ。」「議会に権限が与えられているのは、議会が様々な考えを持った議員の集合体であり、多様な意見を持つ議員が議論を行うなかで、意思を決定していくことを重要視しているためであり、議員間討議は不可欠である。」「住民は議会に対して不信感や不満をもっており、それらを解消するためにも、議会の住民に対するマニフェストである議会基本条例は必要である。」

とのお話がありました。研修会を通じて、議会や議員の責任の重さや議会基本条例制定の意義や必要性を再確認することができました。



「市民と議会の懇談会」を実施しました

市民の皆様の多様な声を議会改革に反映した「開かれた議会」を目指し、7月14日から24日までの間、市内の中学校区を単位とした6つの会場で「市民と議会の懇談会」を実施し、活発な意見交換の場とすることができました。

実施テーマ：

- 市民が市議会に期待していること
- 市民に親しまれる、開かれた議会とは
- 今後の市議会に求めること

ご参加いただいた皆様におかれましては、貴重なご意見をいただき、まことにありがとうございました。



※懇談会での質疑応答やご意見を集約しまして、草津市議会ホームページで報告させていただきます。